

東御市告示第〇〇号

東御市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱を次のように定める。

平成27年4月1日

東御市長 花岡利夫 

東御市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活の便宜を図ることを目的として日常生活用具(以下「用具」という。)を給付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用具及び給付対象者)

第2条 給付の対象となる用具は、別表第1に掲げる用具とし、その給付対象者は、市内に住所を有する同表に該当する者で次の全ての要件を満たすもののうち、市長が適当と認めたものとする。

(1) 小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱(昭和50年長野県告示第214号)の規定に基づき小児慢性特定疾患医療受診券の交付を受けている者

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等

(給付の申請)

第3条 用具の給付を受けようとする者又はその扶養者(以下「申請者」という。)は、東御市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書(様式第1号)に小児慢性特定疾病医療受診券の写し、用具の製作又は販売を業とする者(以下「業者」という。)からの見積書及び対象者の扶養義務者の前年分所得税または当該年度分市町村民税の課税額を証明する書類を添えて市長に申請しなければならない。

(給付の決定等)

第4条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、この要綱に基づき当該対象者等の身体的状況、経済的状況、家庭環境、住宅環境その他必要な事項を調査のうえ、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付調査書(様式第2号)を作成し、その必要性を検討し、用具の給付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により給付をする旨の決定をしたときは、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付決定通知書(様式第3号)に、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付券(様式第4号。以下「給付券」という。)を添えて申請者に交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定により給付をしない旨の決定をしたときは、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付却下決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(給付等の実施)

第5条 給付の決定を受けた者(以下「給付決定者」という。)は、当該用具を納入する業者(以下「納入業者」という。)に給付券を提出するものとする。

2 納入業者は、給付決定者から給付券を提出されたときは、速やかに当該用具を給付決定者に納入しなければならない。

(費用の負担)

第6条 用具の給付を受けた給付決定者は、当該用具の給付に要する費用の一部又は全部を納入業者に支払わなければならない。

2 前項に規定する用具の給付に要する費用の負担額(以下「利用者負担額」という。)は、別表第2に掲げる基準に基づく額とする。

3 市長は、給付決定者にやむを得ない理由があると認めるときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

(費用の請求等)

第7条 納入業者が費用を請求しようとするときは、請求書に給付決定者から提出を受けた給付券を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに費用を支払うものとし、その額は、別表第1の給付限度額の欄に定める額を超えない範囲内において市長が定める額から、前条の規定により給付決定者から支払を受けた利用者負担額を控除した額とする。

(用具の管理)

第8条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

2 市長は、用具の給付を受けた者が用具を給付の目的に反して使用したときは、当該用具の給付に要した費用の全部又は一部の返還を命

ずることができる。

(納入業者の守秘義務)

第9条 納入業者は、用具の納入等に関し業務上知り得た個人の秘密を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために利用してはならない。

(給付台帳の整備)

第10条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付台帳を整備するものとする。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

東御市小児慢性特定疾患児童日常生活用具給付事業実施要綱

別表第1 (第2条・第7条関係)

用具	給付対象者	給付限度額 (円)
便器	常時介護を要する者	4,450
特殊マット	寝たきりの状態にある者	19,600
特殊便器	上肢機能に障がいのある者	151,200
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	154,000
歩行支援用具(手すり、スロープ、歩行器等)	下肢が不自由なもの	60,000
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	90,000
特殊尿器	自力で排尿できない者	67,000
体位変換器	寝たきりの状態にある者	15,000
車いす(電動以外の場合)	下肢が不自由な者	70,400
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	12,160
電気式たん吸引器	呼吸機能に障がいのある者	56,400
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	20,000
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠け、がんや神経障がいを起こすことがある者	37,800
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障がいのある者	36,000
パルスオキシメーター	人口呼吸器の装着が必要な者	157,500

別表第2(第6条関係)費用負担基準表

階層区分	世帯の階層(細)区分		利用者負担額(円)	負担加算額(円)	
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		1,100	110	
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	C1階層	2,250	230
		所得割の額のある世帯	C2階層	2,900	290
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額 2,400 円以下	D1階層	3,450	350
		2,401～4,800 円	D2階層	3,800	380
		4,801～8,400 円	D3階層	4,250	430
		8,401～12,000 円	D4階層	4,700	470
		12,001～16,200 円	D5階層	5,500	550
		16,201～21,000 円	D6階層	6,250	630
		21,001～46,200 円	D7階層	8,100	810
		46,201～60,000 円	D8階層	9,350	940
		60,001～78,000 円	D9階層	11,550	1,160
		78,001～100,500 円	D10階層	13,750	1,380
		100,501～190,000 円	D11階層	17,850	1,790
		190,001～299,500 円	D12階層	22,000	2,200
		299,501～831,900 円	D13階層	26,150	2,620
		831,901～1,467,000 円	D14階層	40,350	4,040
		1,467,001～1,632,000 円	D15階層	42,500	4,250
		1,632,001～2,302,900 円	D16階層	51,450	5,150
		2,302,901～3,117,000 円	D17階層	61,250	6,130
3,117,001～4,173,000 円	D18階層	71,900	7,190		
4,173,000 円以上	D19階層	全額	左の利用者負担額の		

					10%。ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円
--	--	--	--	--	----------------------------------

備考

1 徴収月額の決定の特例

ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に別表2の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額のうち最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。

イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

ウ 児童に民法第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者すべてについて、その所得税等の課税の有無により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指す。父の仕事の都合等で当該児童と別居をしている場合などであっても、生計を一にしていれば、児童と同一世帯に属するものとする。

イ 「扶養義務者」とは、民法第877条に定められている直系血族(父母、祖父母、養父母等)及び兄弟姉妹(ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。)並びにそれ以外の三親等以内の親族(叔父、叔母等)で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものとする。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者のほかは、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額(ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで、租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び

第 2 項、第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 2 項並びに第 41 条の 19 の 5 第 1 項、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成 10 年法律第 23 号)附則第 12 条の規定は適用しない。)、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)により賦課される市町村民税(ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第 314 条の 7、第 314 条の 8 及び同法附則第 5 条第 3 項及び第 5 条の 4 第 6 項の規定は適用しない。)、生活保護法による保護並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付(以下「支援給付」という。)をいう。

(3) 認定の基準

生活保護については現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については当該年度の市町村民税の課税又は免除(地方税法第 323 条による免除をいう。)の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

(4) 費用負担基準の適用時期

毎年度の費用負担基準の適用時期は、毎年 7 月 1 日を起点として取り扱うものとする。

3 費用負担基準表中、利用者負担額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、市が徴収する額は、費用総額を超えないものであること。

4 費用負担基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

東御市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書

年 月 日

(申請先)

東御市長

申請者

住 所

氏 名

(印)

(給付対象者との続柄)

下記により日常生活用具給付を申請します。

対象者	氏 名		男・女	生年月日	年 月 日生 (歳)			
	住 所							
	疾病名							
世帯の状況	氏 名	対象者との続柄	生年月日	職 業	備 考 (対象者に対する介護の状況等)			
給付を希望する理由								
現在の住まいの状況		住 宅	1 自宅 2 貸家 (貸主の諾否)	浴 槽	1 和 式 2 様 式 3 な し	便 器	1 和 式 2 様 式 3 携帯用	
現在の介護状況	入 浴	1 他人の介助を必要 2 清拭のみ 3 入浴、清拭ともしていない 4 自分でできる		排 便	1 他人の介助を必要 2 便器 (携帯用) 使用 3 自分でできる		移 動	1 車いす使用 2 他人の介助を必要 (一部、全部) 3 自分でできる
給付を受けたい用具の名称					希望する型式、規模等			
給付条特に希望する事項								
備 考								

- (注) 1 この申請書には、対象者の扶養義務者の前年分所得税または当該年度分市町村民税の課税額を証明する書類を添付すること。(生活保護を受けている人の場合はその旨についての福祉事務所長の証明書)
- 2 申請者氏名については自署もしくは記名押印とすること。

調査表（日常生活用具給付事業）

① 申請書受理番号 及び年月日		番 号 年 月 日		② 申請者 氏 名		③ 対象者 との続柄		
④ 対 象 者	氏 名		男・女		生年月日		年 月 日生（ 歳）	
	住 所							
	疾 病 名							
⑤ 世 帯 員 の 状 況	氏 名	年 齢	対象者 との 続 柄	課税状況			備 考	
				当該年度分市町村民税		前年度 所得税		
	均等割		所得割					
⑥世帯区分		1 被保護世帯又は市町村民税非課税世帯 2 市町村民税均等割世帯 3 市町村民税所得割課税世帯 4 所得税課税世帯						
⑦住まいの状況		1 自宅 2 借家（貸主の諾否）						
⑧給付後の生活状況		日常生活動作の状況 （入浴・排便・移動等について該当する状況に○） 1 自力でできるようになる 2 一部介助できるようになる 3 給付してお変わらない （一部介助・全介助） 4 その他（ ）			その他の状況 1 在宅生活が可能になる 2 その他 （ ）			
⑨給付の必要の有無		1 有 2 無		⑩給付する （しない） 理 由				
⑪給付する 用具名 （含む型式 規模等）		⑫予定 価格 円		⑬扶養義務 者が支払う べき額 円		⑭公費負 担予定額 円		
⑮その他特記事項								
年 月 日				調査員 職名 氏名 (印)				

東御市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付決定通知書

番 号
年 月 日

様

東御市長

印

先に申請のありました日常生活用具の給付につきましては、次のとおり決定したので通知します。

給付番号	第 号	給付決定 年月日	
対象者氏名		疾 病 名	
給付する用具 名（含む型式 規模等）		納入業者名	
		納入業者の 住 所	
価 格	円	扶養義務者 が支払うべ き額	円
		公 費 負 担 額	円
注意事項	<p>1 用具は、対象者の扶養義務者がその能力に応じて、費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る前に支払って下さい。</p> <p>2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供したりすることはかたく禁じられています。</p> <p>3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還していただくことがあります。</p>		

様式第4号（第4条関係）

東御市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付券							
①給付番号	第 号		②給付券発行年月日	平成 年 月 日			
③対象者氏名			④生年月日	年 月 日生 (歳)			
⑤居住地							
⑥保護者氏名			⑦対象者との続柄				
⑧給付する用具名 (型式規模等)		⑨ 価格	円	⑩扶養義務者が支払うべき額	円	⑪公費負担額	円
⑫納入業者			⑬納入業者の住所				
⑭この券の有効期限	受給者が業者に提示する期限	年 月 日		業者の公費支払い請求期限	年 月 日		
上記のとおり決定する。 年 月 日							
						東御市長	(印)
⑮業者の納付した日	年 月 日		⑯扶養義務者より受領した額	円	⑰受領業者名及び年月日	年 月 日 (印)	
⑱用具受領保護者名			(印)	⑲ 検収者	職 名		
				氏 名	(印)		
⑳ その他 特記事項							

(注) 本表は、①～⑭、⑲は市、⑮～⑰は納付した業者が記入すること。
⑱は保護者が記入すること。

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付却下決定通知書

番 号
年 月 日

様

東御市長 印

年 月 日付で申請があった小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付については、審査の結果、却下することに決定したので通知します。

（理由）